

(案)

地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領 新旧対照表

(変更後)	(現行)
<p>地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領</p> <p>平成 30 年 3 月 28 日消教地第 74 号 改正 平成 31 年 2 月 28 日消教地第 84 号 改正 平成 31 年 3 月 28 日消教地第 151 号 改正 令和 2 年 3 月 27 日消地協第 61 号 改正 令和 3 年 3 月 26 日消地協第 47 号 改正 令和 4 年 3 月 22 日消地協第 47 号 改正 令和 4 年 12 月 12 日消地協第 290 号 <u>改正 令和 5 年 3 月 28 日消地協第 50 号</u></p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 交付金事業 (1) ①～④ (略)</p> <p>⑤交付金等の支出限度額 ア ④に規定する強化事業に係る交付金の支出については、1 事業当たり必要となる経費の 2 分の 1 までを限度額とし、支出する (ただし、交付要綱別表において「<u>定額</u>」としているものを除く。)。なお、交付要綱別表「地方消費者行政強化事業」中「1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化」については、交付要綱第 5 中 (iii) γ①及び②のいずれも満たさない場合は、当該事業を実施する地方公共団体 (都道府県及び市町村等をいう。以下同じ。) ごとに 3 分の 1 までを限度額とす</p>	<p>地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領</p> <p>平成 30 年 3 月 28 日消教地第 74 号 改正 平成 31 年 2 月 28 日消教地第 84 号 改正 平成 31 年 3 月 28 日消教地第 151 号 改正 令和 2 年 3 月 27 日消地協第 61 号 改正 令和 3 年 3 月 26 日消地協第 47 号 改正 令和 4 年 3 月 22 日消地協第 47 号 改正 令和 4 年 12 月 12 日消地協第 290 号</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 交付金事業 (1) ①～④ (略)</p> <p>⑤交付金等の支出限度額 ア ④に規定する強化事業に係る交付金の支出については、1 事業当たり必要となる経費の 2 分の 1 までを限度額とし、支出する (ただし、交付要綱別表「<u>地方消費者行政強化事業</u>」中「<u>3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業</u>」を除く。)。なお、交付要綱別表「地方消費者行政強化事業」中「1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化」については、交付要綱第 5 中 (iii) γ①及び②のいずれも満たさない場合は、当該事業を実施する地方公共団体 (都道府県及び市町村等をいう。以下</p>

る。なお、上記交付要綱第5中 (iii) γ①の算定において市町村等における平成 29 年度の自主財源額が無い場合、当該市町村等が初めて強化事業を実施する年度については上記交付要綱第5中 (iii) γ①の要件を満たすものとし、その後の年度については、初めて強化事業を実施する年度の自主財源額を平成 29 年度の額とみなす

第2 (1) ⑤イ～第4 (4) (略)

- (5) (1) ②に規定する強化事業の内容及び経費の配分の軽微な変更については、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更のうち、以下のものとする。
- ① 採択されたそれぞれの事業において、事業経費のいずれの費目においても増額するものがなく、総事業費の減額が30%以内であるもの。
 - ② 採択されたそれぞれの事業において、事業経費の費目間の配分の変更にあつては、いずれの費目においてもその変更額が30%以内であるもの。

第5～第6 (略)

附則 (平成 31 年 3 月 28 日消教地第 151 号)

この要領は、改正の日から施行する。ただし、第3 (1) は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (令和 2 年 3 月 27 日消地協第 61 号)

この要領は、改正の日から施行する。ただし、第3 (1) 及び (3) は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (令和 3 年 3 月 26 日消地協第 47 号)

この要領は、改正の日から施行する。

同じ。) ごとに3分の1までを限度額とする。なお、上記交付要綱第5中 (iii) γ①の算定において市町村等における平成 29 年度の自主財源額が無い場合、当該市町村等が初めて強化事業を実施する年度については上記交付要綱第5中 (iii) γ①の要件を満たすものとし、その後の年度については、初めて強化事業を実施する年度の自主財源額を平成 29 年度の額とみなす

第2 (1) ⑤イ～第4 (4) (略)

- (5) (1) ②に規定する強化事業の内容及び経費の配分の軽微な変更については、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更のうち、以下のものとする。
- ① 採択されたそれぞれの事業において、事業経費のいずれの費目においても増額するものがなく、総事業費の減額が20%以内であるもの。
 - ② 採択されたそれぞれの事業において、事業経費の費目間の配分の変更にあつては、いずれの費目においてもその変更額が20%以内であるもの。

第5～第6 (略)

附則 (平成 31 年 3 月 28 日消教地第 151 号)

この要領は、改正の日から施行する。ただし、第3 (1) は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (令和 2 年 3 月 27 日消地協第 61 号)

この要領は、改正の日から施行する。ただし、第3 (1) 及び (3) は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (令和 3 年 3 月 26 日消地協第 47 号)

この要領は、改正の日から施行する。

附則（令和4年12月12日消地協第290号）

この要領は、改正の日から施行する。

附則（令和5年3月28日消地協第50号）

この要領は、改正の日から施行する。

以下、略

附則（令和4年12月12日消地協第290号）

この要領は、改正の日から施行する。

以下、略